公害とのたたかい
― 東京都公害防止条例の制定

戦後復興が進み、高度成長へと進む中、大気汚染、騒音、地盤沈下といった公害問題が社会問題となってきました。東京でも昭和37年（1962）に連続してスモッグが発生、東部低地での地盤沈下は昭和30～40年代にピークを迎えていました。

昭和44年（1969）、東京都は激化する公害に対処するため「東京都公害防止条例」を制定しました。この条例は、住民の健康と快適な生活環境を保全することで、憲法25条にある健康で文化的な最低限度の生活をおくる権利と、同 13条の幸福追求権を具体的基本権としたものです。この先駆的な条例が契機となって全国的に環境保全、反公害の機運が高まっていきました。

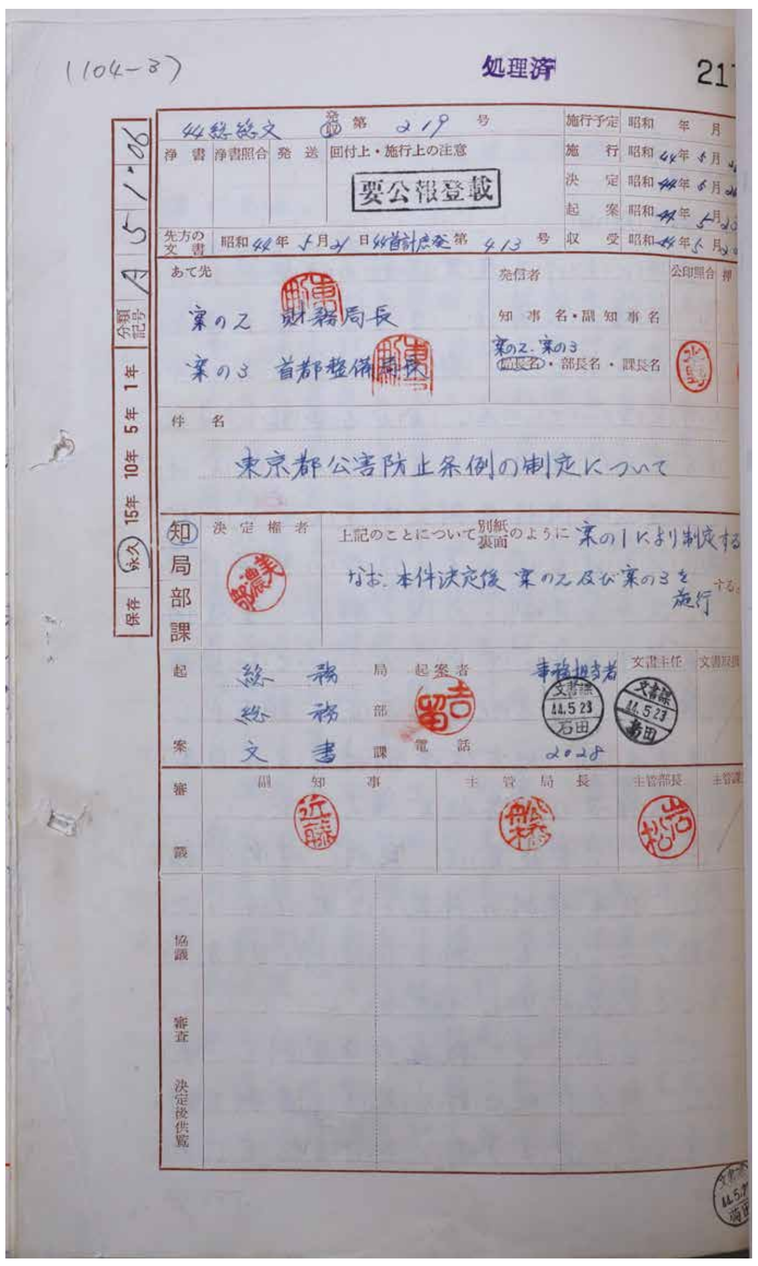
処理済

44総総文 第 219 号

要公報登載

あて先 案の2 財務局長 案の3 首都整備局長

件名 東京都公害防止条例の制定について

上記のことについて別紙裏面のように案の1により制定する

なお、本件決定後、案の2及び案の3を施行する。

起案 総務局 総務部 文書課

東京都文書「東京都公害防止条例の制定について」
昭和44年（1969）5月23日起案

東京都文化スライド144集「都市公害」（1960年）

昭和40年代後半のスモッグ調査